

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】(国保年金課)

国民健康保険税(以下「国保税」と言います。)は、被保険者の皆様が医療給付などを受けるため納めていただくもので、皆様の納めていただく国保税が運営の大切な財源となっています。

ご案内のとおり、本市の国保税は、応能割として被保険者の所得に応じて負担いただく「所得割」と、応益割として被保険者が等しく負担いただく「均等割」で算出されています。埼玉県では「埼玉県国民健康保険運営方針(第二期)」において、県内市町村のどこに住んでいても同じ所得であれば同じ国保税となるよう、統一保険税率を将来の目標として掲げており、本市の国保税の賦課割合(応益割である均等割が約35%、応能割である所得割が約65%)も、今後、標準保険税率の割合に近づけていくことが求められています。

応益応能の割合については、県の運営方針を踏まえ、今後、標準保険税率に向けた検討を進める中で、十分に議論を重ねた上で、慎重に対応していきたいと考えています。

なお、均等割については、平成25年4月から7割5割2割軽減を実施しており、平成26年度から毎年、軽減の拡充を図るなど、低所得世帯への一層の支援を行っています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】(国保年金課)

子どもの国保税均等割額の軽減については、これまで国や埼玉県に対し、財政支援策等を要望してきましたが、令和4年4月から世帯の所得や子どもの人数に関係なく、未就学児の均等割額を半額とする「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が6月4日に成立したことから、本市においても実施に向けた準備を進めることとしております。

今後も埼玉県や他市町村と連携し、子どもの均等割額軽減の更なる拡充について、中核市市長会や全国市長会、埼玉県国保協議会などの関係団体を通じて、国に対する要望を続けてまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】(国保年金課)

国民健康保険は、被保険者の皆様に負担いただく国保税収入と国庫負担金等の公費で運営することとされていますが、実質的赤字分については、やむを得ず一般会計から国保特別会計へ多額の法定外繰入れを行い、収支の均衡を図っているのが現状です。

しかし、国・県からは赤字の削減、解消が求められており、また、一般会計から多額の法定外繰入れを続けていくことは、自立的な財政運営を難しくすることにつながるのみならず、他の行政施策を先送りせざるを得ないことにもなり、市民サービスを大きく低下させかねません。

したがって、一般会計からの法定外繰入れにあたっては、財政状況を見極めながら、慎重に対応していかなければならないと考えています。

本市といたしましては、県の運営方針を踏まえた上で、今後の一般会計からの法定外繰入れについて、段階的に削減する方向で検討しながら、レセプト点検の充実、特定健康診査や生活習慣病重症化予防対策事業等の実施、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進による医療費適正化などを実施し、医療費のさらなる縮減を図るとともに、中核市市長会や全国市長会、埼玉県国保協議会などの関係団体を通じて、さらなる公費負担について、国に対する要望を続けてまいります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】(国保年金課)

国保税の申請減免については、所得が少ないなどを理由に画一的な基準により適用するものではなく、あくまでも、個々の事情を総合的に勘案のうえ判断して適用する、応急的な措置であると考えています。

したがって、生活保護基準の概ね 1.5 倍など具体的な一律の所得基準による申請減免は考えていません。納付が困難な方については、まずはご相談いただきたいと考えています。

② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】(国保年金課)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する国保税減免につきましては、昨年同様の減免措置を実施しています。実施にあたっては「広報こしがや」6 月号への掲載や、市ホームページへの掲載、6 月 14 日発布の「納税通知書」に案内文を同封させていただくなど、被保険者の皆様に広く周知しています。

なお、減免基準の緩和については、国の基準を超えて減免を行う場合は財政支援の対象とならないことから、多額の法定外繰入れを行っている国保会計の現状から困難であると考えています。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】(国保年金課)

本市では、国通知で示されている基準に準じ、越谷市国民健康保険条例及び越谷市国民健康保険に関する規則に、一部負担金の減免基準を定めています。この規則の減免基準については、生活扶助基準の段階的引き下げに伴い、令和 2 年 10 月から生活保護基準の 1.155 倍に拡充しています。また、国の減免基準が入院診療に限られている一方で、本市では外来診療にもその対象を広げ、独自に減免対象範囲を拡充しています。

今後の更なる制度の拡充については、多額の法定外繰入れを行っている国保会計の現状から、現在のところ考えておりませんが、国の動向を注視するとともに、他市町村とも情報を共有しながら適切に対応してまいります。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。
③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】(国保年金課)

一部負担金減免については、越谷市国民健康保険に関する規則に減免基準と申請書類を定めており、申請書類には審査に必要な事項の記載を求めているものです。そのため、被保険者から一部負担金減免の相談があった場合には、個々の事情をお聞きする中で申請書等の提出についても丁寧に説明を行うなど適切に対応しています。

また、一部負担金減免については、条例及び規則に基づき行うものであり、医療機関が減免の可否を決定するものではありません。したがって、医療機関に減免の申請書を置き、会計窓口で手続きを行う予定はありません。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

(滞納処分について)国民健康保険税に滞納がある方で、督促状や催告書等の文書、電話催告等により一括で納付ができないと申し出があった場合は、納税相談をご案内しています。納税相談により、個々のご事情をお聞きする中で、滞納分を一括で納付できない状況が確認できた場合は、分割納付による納税計画を立てております。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、その徴収を猶予する事情がある場合には、徴収猶予等を行うとともに、財産調査や納税相談の結果、滞納処分をする財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるときなどは、滞納処分の執行を停止する徴収の緩和措置

を行っております。さらに、必要に応じて、生活保護担当への相談のご案内も行っております。しかし、残念ながら再三の納税催告(文書・電話・訪問)を行ってもご連絡のない方や、納付資力があるにもかかわらずご納付いただけない方については、やむを得ず、財産の差し押さえ等を実施しているところです。(収納課)

(保険証について)国保税が未納の方については、督促状や催告書の送付、さらには電話や訪問等により納税相談のご案内を行い、個々のご事情をお聴きする中で納付のご相談をお受けしています。しかしながら、再三の納税催告(文書・電話・訪問)を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、一定の基準のもと、短期被保険者証を交付しています。

さらに、資格証明書は、納期限から 1 年間国保税を納付しない場合に、特別の事由がない方に対して、被保険者証の返還を求め、国民健康保険法に基づき交付するもので、事務的かつ一律に交付するペナルティの措置ではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨としています。(国保年金課)

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】(収納課)

国民健康保険税に滞納があり、再三の納税催告(文書・電話・訪問)を行ってもご連絡のない方や、納付資力があるにもかかわらずご納付いただけない方については、やむを得ず、財産の差し押さえ等を実施しているところです。

なお、差し押さえにあたっては、法令で規定されている差押の禁止財産や禁止額を考慮するとともに、毎月の収支や家族の状況等を鑑み、差し押さえを行うことで生活困窮に至る場合は行っていません。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】(収納課)

差押えは、再三の納税催告(文書・電話・訪問)を行ってもご連絡のない方や、納付資力があるにもかかわらずご納付いただけない方について、やむを得ず実施しております。また、差押えを実施する場合も、売掛金など生活等への影響が大きい財産の差押えについては、より影響が小さく滞納を解消できる財産がある場合は行わず、滞納解消後の生活再建に資するよう配慮しております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】(収納課)

国民健康保険税に滞納がある方について、納税相談の中で個々のご事情をお聞きし、滞納分を一括で納付できない状況が確認できた場合は、納税の猶予や執行停止などの緩和措置や分割納付など、生活状況に応じたきめ細かな対応を行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】(国保年金課)

国保税が未納の方については、督促状や催告書の送付、さらには電話や訪問等により納税相談のご案内を行い、個々のご事情をお聴きするなかで納付のご相談をお受けしています。

しかしながら、再三の納税催告(文書・電話・訪問)を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、一定の基準のもと、短期被保険者証を交付しています。

また、短期被保険者証の交付を受けている世帯のうち、それでもなお、ご納付のない方や納税相談に応じない方については、資格証明書を交付しています。資格証明書の交付については、事務的かつ一律に交付するペナルティの措置ではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として行っています。

なお、法定軽減の対象となる低所得世帯に対しては交付しておらず、担税力があるにもかかわらずご納付がない世帯を対象としています。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】(国保年金課)

前述のとおり、再三の納税催告(文書・電話・訪問)を行ってもご連絡のない方やご納付のない方について、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として、短期被保険者証を交付しています。そのため、基本的にはご来庁いただき、個々の状況に応じて分割納付等の相談をさせていただいた上で交付することとしています。

しかしながら、現状のコロナ禍においては、来庁による窓口での感染を防止するため、短期被保険者証の留め置きはしていません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】(国保年金課)

資格証明書は、納期限から1年間国保税を納付しない場合に、特別の事由がない方に対して、被保険者証の返還を求め、国民健康保険法に基づき交付するものです。

資格証明書の発行については、事務的かつ一律に交付するペナルティの措置ではなく、納付を促す機会を多く設けることを趣旨として行っています。

国保税が未納の方については、督促状や催告書の送付、さらには電話や訪問等により納税相談のご案内を行い、個々のご事情をお聴きするなかで納付のご相談をお受けしています。

しかしながら、残念なことに、再三の納税催告を行ってもご連絡のない方やご納付のない方については、一定の基準のもと、短期被保険者証を交付しております。さらに、短期被保険者証の交付を受けている世帯のうち、それでもなおご納付のない方や納税相談に応じない方について、資格証明書を交付しています。

なお、本市においては、担税力があるにもかかわらず、ご納付いただけない世帯を対象とし

て資格証明書を交付しており、法定軽減の対象となる低所得世帯に対しては、資格証明書を交付していません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。
- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】(国保年金課)

傷病手当金については、国の財政支援の期限の延長に合わせ2021年9月まで実施することとしておりますが、国の基準を超えて実施する場合、国の財政支援が受けられなくなることから、一般会計から多額の法定外繰入れをしている本市の現状では、国の基準を超えて、期間を拡大し、恒常的に実施することは困難です。

なお、本市では独自の取組として、被用者以外の個人事業主(国民健康保険及び後期高齢者の被保険者)が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を営むことができない期間がある場合に一律10万円の傷病給付金を支給することとしています。

(7) 国保運営協議会について

- ① ささまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。
- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】(国保年金課)

本市の国保運営協議会委員の定数は、越谷市国民健康保険条例第2条第2項で定めており、被保険者を代表する委員6人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員6人、公益を代表する委員6人、被用者保険等被保険者を代表する委員3人の計21人です。

そのうち、被保険者を代表する委員6人については、公募により選出しています。被保険者を代表する委員については、被保険者の立場からのご意見を十分反映できるよう、今後も公募により選出することを予定しています。

また、令和2年度の国民健康保険保健事業実施計画中間見直し版の策定にあたっては、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見をお聞きする機会を設け、計画を策定しました。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】(国保年金課)

本市では、特定健康診査の受診にあたり、本人負担はありません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】(健康づくり推進課)

市民の健(検)診の利便性の向上と特定健診及びがん検診の受診促進のため、個別健診では特定健診とがん検診を同時に受診できる医療機関もあり、集団健診では肺がん・結核検診を同時受診できる体制を整備しております。なお、特定健診の案内通知でも同時受診について周知させていただいております。

③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】(国保年金課)

受診率の向上にむけての取組については、令和3年度を初年度とする「第 2 期越谷市国民健康保険保健事業実施計画・第 3 期越谷市特定健康診査等実施計画 中間見直し版」に基づき、広報紙やホームページ等による周知はもとより、自治会掲示板にポスターを掲示するとともに、JA越谷市や越谷商工会議所と連携し、それぞれの広報誌に受診勧奨記事を掲載するなど、幅広い周知に努めていきます。また令和 2 年度はコロナ禍ということもあって実施できなかった未受診者への受診勧奨通知と電話勧奨を一体的に行い、受診率の向上につなげていきたいと考えております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】(国保年金課)

個人情報の取扱いについては、越谷市個人情報保護条例及び越谷市個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報がその目的外に利用されないよう適正に管理しております。

2. 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】(国保年金課)

後期高齢者の窓口負担割合の見直しについては、令和 2 年 12 月 15 日に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」の中で、令和 4 年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の負担も大きいという事情を鑑み、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが最も重要な課題である。また、その検討に当たっては、何より優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、

低い収入といった後期高齢者の実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠であるとしています。

これらを総合的に勘案し、2割負担となる所得基準、施行日、配慮措置などの検討がされた後、令和3年の通常国会に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、国会での審議を経て令和3年6月4日に法案が可決成立し、令和4年度の後半に施行されることになりました。

このような検討過程を鑑み、本市といたしましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、窓口負担割合の変更に向けた事務を進めていきたいと考えています。

- (2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】(国保年金課)

後期高齢者医療制度では、埼玉県後期高齢者医療広域連合において「データヘルス計画」を策定し、フレイル(虚弱)や生活習慣病の重症化予防に重点を置きながら、市町村と連携して保健事業を推進しています。あわせて、データヘルスの考え方にに基づき、健診データ等を活用して、被保険者の健康増進を推進しています。さらに、重複受診や頻回受診の傾向がある方に対しては、保健師や看護師による健康相談や訪問指導を行っています。

今後につきましても、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に関する規定を定めた改正「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、関係各課と調整を進めていきます。

- (3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】(国保年金課)

本市では、健康教育・健康相談事業として、保健師などによる健康相談等を実施しているほか、健康に関する情報を適宜広報紙等でお知らせしています。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が主催する事業として、フレイル対策や生活習慣病の重症化予防、適正受診や適正服薬の推進などに取り組み、高齢者の健康維持に努めています。

- (4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】(国保年金課・健康づくり推進課)

健康診査などの疾病予防については、健康診査に関しては、国保の特定健診と同様に自己負担はなく、がん検診についても後期高齢者は無料となっています。人間ドックについては、健康診査受診との選択制であることから、健康診査において市が負担している金額とほぼ同額の10,000円を限度に助成しています。また、歯科健診に関しては、埼玉県歯科医師会と埼玉県後期高齢者医療広域連合が主催する事業として実施しています。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】(地域医療課)

令和元年 9 月に国(厚生労働省)は、病院の再編統合やダウンサイジングなどの見直しが必要な医療機関として「再検証対象医療機関(公立・公的医療機関等 424 医療機関)」を公表し、これらの医療機関に係る再検証等の期限を令和 2 年度中としておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を受け、その期限が延長されました。

本市においては再検証医療機関に位置付けられた医療機関はありませんが、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」、社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理するとしておりますので、引き続き国や県の動向を注視してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】(地域医療課)

新型コロナウイルス感染症については、有効な治療法が開発されていない中、医療体制の確保や医療人材の確保が課題となっており、新型コロナウイルス感染症の患者や疑い患者に対応する医療従事者は、常に感染リスクの不安を抱えながら、患者のため必死に従事しています。

本市といたしましては、令和 2 年 5 月 26 日付で中核市市長会を通じて、医療機関への人的支援や財政支援等について国(内閣府及び関係省庁)に適切な措置を早急に講じられるよう要請(新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請(令和 2 年 5 月 26 日))をしております。また、新型コロナウイルス感染症への対応業務に従事する職員(越谷市立病院や保健所の職員等)に対し新たに特殊勤務手当(新型コロナウイルス感染症防疫等業務手当)を支給できるよう、越谷市職員の特殊勤務に関する条例を改正(令和 2 年 2 月 21 日から適用)したところです。

今後につきましても、必要に応じ、中核市市長会や全国市長会などの関係団体を通じて、要望や提言など、埼玉県や国に対し働きかけるなど必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】(地域医療課)

新型コロナウイルス感染症への対応やワクチン接種に係る体制については、庁内各部から応援職員を受け入れるとともに、一部業務を外部事業者へ委託するなど体制の強化を図っております。今後につきましても、適宜、必要な人員を確保し対応してまいります。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】(感染症保健対策課、介護保険課、保育施設課、学務課)

国の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症の取り組みとしては、現在、医療従事者等、高齢者へのワクチン接種及び企業や大学等での職域単位でのワクチン接種を可能にするなど、発症予防を主に進めています。検査につきましては、新型コロナウイルス陽性者が複数発生し濃厚接触が生じやすい状況時には、集団・組織に属するものに対し、感染拡大防止のため、幅広く検査を実施することから、保健所において、社会的な検査を定期的に頻回に行う予定はありません。新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大対策については、引き続き国や県の指針に基づき、適宜対応をしてまいります。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】(感染症保健対策課)

PCR 検査については、検査時期により偽陽性や偽陰性が生じるとされており、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性や、その後の感染の可能性もございます。検査の実効性を上げるためには、定期的に検査を繰り返す必要がありますが、財源や人的資源、医療資源は限られており、検査の拡大について慎重にならざるを得ない状況にあります。そのため、本市では、無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査の実施予定はありません。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】(ワクチン接種対策室)

本市では現在、集団接種会場としてコミュニティセンターと地区センターの計 5 か所、個別接種医療機関として 78 か所でワクチン接種を実施しており、1 日当たり最大約 4,000 回接種できる体制を確保しております。予約方法はインターネットまたはコールセンターのいずれかになります。インターネット操作に不安がある方などを対象に、予約サポート窓口を設置し、個別に入力支援を行っております。また、コールセンターについては、電話がつながりにくい状況を改善するために、オペレーターの人数を増やすなど、予約をスムーズにして市民のワクチン接種が円滑に進むような体制整備を行っております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば 2021 年度の介護保険料の改定で、据え置きが 12 自治体、引き上げは 44 自治体(平均年額 5,255 円増)がありましたが、7 市町村では平均年額 1823 円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】(介護保険課)

介護保険制度は、40歳以上の方々や65歳以上の被保険者の保険料及び公費負担により支えられている制度です。

被保険者の皆様に負担いただく介護保険料につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の保険給付に要する費用等がまかなえるように介護保険料を算出させていただきましたが、高齢者人口の増加、要介護認定者数の増加に伴う総給付費の増加等が要因で、保険料の上昇は避けられませんでした。

具体的な要因といたしましては、平成30年度と令和3年度(見込み)を比較すると、令和3年度には、被保険者数が、87,500人の約2,600人の増加、高齢化率は25.3%の0.5ポイントの増加、要介護認定者数は、14,185人の約2,200人の増加が予測され、第7期計画期間中の給付総額は約549億円でしたが、第8期計画期間中では約672億円の増加見込によるものです。

なお、保険料の上昇を緩和するため、「介護保険給付費準備基金」を取崩したことにより、基準額を月額466円引き下げることができました。これにより第8期介護保険事業計画の基準額を月額5,380円とさせていただいております。

超高齢社会を迎え介護保険料の上昇は避けられませんでした。今後の事業計画策定時におきましてもできる限りの引下げの努力を進めてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】(介護保険課)

新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症に伴う死亡や重篤な疾病に罹患した場合、前年比-30%以上の収入減少、解雇や事業の廃止などが条件となっております。

令和2年度の実施結果としましては、申請者数238名で減免理由が死亡2名、収入減少214名、合計216名、12,354,420円が減額されております。

なお、令和3年度の新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免制度につきましては、引き続き実施されており、現在申請を受付けております。減免条件は前年度とほぼ同様となっており、6月22日現在5名が申請されております。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】(介護保険課)

介護保険料では、低所得者を対象とした減免は、所得段階が第2段階の方が対象で、収入・資産がなく生活困窮されている方や、被扶養家族でないなどの条件に該当する方の減額制度を設け、申請に基づいて3分の1を減額する本市独自の制度を設置し実施しております。令和2年度では、申請者の89人が減免され、1,492,030円を減免しております。引き続き、本市独自の減免制度が継続できるよう努力してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】(介護保険課)

経済的に困窮し利用者負担が真に困難な方に対しては、市独自の制度として、介護保険の居宅サービスの利用者負担額を軽減する施策を行っております。

現行では、市県民税非課税世帯の方を対象に、訪問介護サービス等の居宅サービス 11 種類と地域密着型サービス 8 種類の軽減対象サービスについて、サービス利用に係る 10%の利用者負担額を 7%または 5%に軽減しております。

高齢者の増加とともに、年々給付費が増加しており、それに伴い利用料の軽減制度にかかる経費も増大しております。必要に応じて見直しを検討するなど、低所得者の負担を抑制するためにも、持続可能な制度となるよう努めてまいります。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】(介護保険課)

介護サービスを利用する場合、費用の一定割合を利用者の方に負担いただいております。負担能力に応じた負担を求める観点から、一定以上の所得がある方は、その所得額に応じて2割、3割を負担いただいております。本市においては、令和2年度末時点で、1割負担の方が全体の約90%、2割負担、3割負担の方がそれぞれ約5%となっております。2割、3割負担の方からは負担感が大きいとのご意見もいただいているところですが、自己負担の在り方については国において検討が進められていると伺っておりますので、市としても今後の動向について注視してまいります。また、介護サービス利用についての相談があった際は、利用者の方が円滑にサービスを利用できるよう丁寧に対応してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】(介護保険課)

介護保険施設やショートステイを利用した際の食費・居住費については介護保険制度上の軽減制度がありますが、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについてはこの軽減制度の対象サービスにはなっておりません。しかし、本市においては、食費・居住費の自己負担部分ではありませんが、市独自の制度として、低所得の方に対し、サービス利用に係る10%の利用者負担の軽減を行っております。看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについてもこの軽減の対象サービスとなっており、引き続き低所得の方の利用者負担の抑制に努めてまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】(介護保険課)

新型コロナウイルス感染症による経営への影響として、例えば、通所介護事業所等で、感染を心配して利用者が減少することにより、収入が減ってしまうというような事態が想定されます。

そのため、このような場合に算定可能な加算・特例などの制度上の支援策について、適宜介護事業所へお知らせをしています。併せて、独立行政法人福祉医療機構が行っている優遇融資等もご案内しております。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】(介護保険課)

令和2年6月から令和3年3月にかけて、市内介護保険事業所に対して、計5回の機会を設けて、マスク、消毒用エタノール、非接触型体温計を配付しています。また、新型コロナウイルス感染症が発生した施設には、適宜不足している物資の提供を行っています。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】(介護保険課)

令和2年11月9日から市内の入所施設へ新規で入所する方に、無償でPCR検査を行っています。

また、令和3年2月1日から3月31日の期間で、市内の入所施設の従事者に、PCR検査を一人につき1回行いました。令和3年4月から6月の間は、2週間に1回程度(計5回)受けられるように事業を拡大し、さらに、7月から8月の間は対象事業所を通所系の施設にも広げ、期間中計4回受けられるようにしました。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】(介護保険課)

令和3年から令和5年を事業年度とする、第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、特別養護老人ホームを1施設(100床)、認知症対応型共同生活介護を2施設(36床)、小規模多機能型居宅介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護・看護小規模多機能型居宅介護をそれぞれ1施設、特定施設入居者生活介護を1施設(60床)の整備を行うこととしています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】(地域包括ケア課)

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、専門職(保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員)により、介護に関することや、健康に関すること、身の回りの心配ごとなどに応じる高齢者の総合相談窓口となります。

地域包括支援センターの業務は、現在、市内12か所と1か所の出張所を社会福祉法人等に委託して実施しております。令和2年度につきましては、その体制を強化するため、専門職の増員を行いました。具体的には、3名体制であった地域包括支援センターを4名体制とするとともに、高齢者人口が増加している地区への増員を行ったところです。また、令和2年10月には大袋地区内にせんげん台出張所を開設し、さらには令和3年1月に地域包括支援センター大相模を開設しました。

地域包括支援センターの地区センター内への移設についても、順次進めており、令和3年9月には、地域包括支援センター大沢を大沢地区センター内に移設します。今後とも、高齢者人口の増加等を踏まえ、地域包括支援センターの体制の充実に努めてまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】(障害福祉課)

障がい者入所支援施設等のアルコール消毒液やマスク等の購入費用に対して補助金を支給いたしました。また、感染者発生直後の緊急時に、供給等が滞ることも想定されますので、防護服やマスク等を備蓄しております。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

PCR検査の徹底について、令和3年3月から、障がい者入所施設等の従事者及び新規入所者に対して、定期的なPCR検査を無償で実施しております。さらに、7月から、対象を障がい者通所施設の従事者にも拡大して実施してまいります。(障害福祉課)

新型コロナウイルス感染症の入院医療提供体制につきましては、国から発出された「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」に基づき、県が必要な病床の確保を行っております。令和3年6月7日現在、受け入れ可能病床としては1,646床(重症163床)が確保されており、これまでの1日あたりの最大新規感染者数の2倍を想定した医療提供体制整備が進んでおります。(感染症保健対策課)

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】(障害福祉課)

令和2年度に、コロナ禍の中で障害福祉サービスを継続して提供するための職員不足を補完できるよう、他の事業所からの応援派遣等を行った事業所のかかり増しの経費に対して補助金を支給することとしました。また、テレワークのシステム導入等に要する経費に対する補助を行うなど在宅勤務への支援を行いました。

引き続き、緊急時においても障害福祉サービスが安定的に提供されるよう、状況を見据えながら適切に対応してまいります。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】(ワクチン接種対策室)

障がい者の方のうち、高齢者や基礎疾患を有する方に該当する場合は、国が示す優先順位に基づき接種していただくこととなります。聴覚障がい者の方の接種については、FAXによる予約受付も行い、また、集団接種会場のうち、コミュニティセンターでは毎週水曜日に手話通訳者と要約筆記者を配置するなど、聴覚障がい者の方が安心して接種できるような環境整備しております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】(障害福祉課)

地域生活支援拠点事業の検討につきましては、現在、先進自治体の整備状況を参考にするとともに、障がい者等への支援体制のあり方や本市の実情に応じた整備のあり方など、越谷市自立支援協議会の下部組織として「設置準備専門部会」を設置し、障がい者等の支援に携わる方々の見識や意見等を踏まえながら検討してまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】(障害福祉課)

社会福祉施設等の量的整備とともに質的向上を図り、利用者の処遇向上を図るため、国の補助金交付事業に上乗せして市単独で補助事業を実施し、施設の環境整備を促進しております。今後とも、引き続き利用者の福祉のさらなる増進に努めてまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】(障害福祉課)

障害者地域自立支援協議会の意見とともに、今後、協議・検討を進めていくにあたりましては、当事者からのご意見も参考にさせていただきたいと存じます。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】(障害福祉課)

現在、入所施設や入院先から地域に移行する方や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能として地域生活支援拠点等の検討を進めております。

その中で、アンケート調査等により、当事者のニーズや意見等を把握し、これらを踏まえ、障がい者地域自立支援協議会における障がい者支援に携わる方々と地域の実情に応じたサービス提供体制の在り方について協議してまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】(障害福祉課)

障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活していくためには、介護者の負担軽減を図ることは重要と考えております。

市としては、窓口や訪問での相談等の機会に、障害福祉サービスとして、自宅での食事等の介護を行うホームヘルプ、施設において短期間の介護を行うショートステイ等のほか、生活サポート事業、日中一時支援事業などを紹介しております。また、介護者による介護が困難になった際には、障がい者が引き続き地域で生活していくために、施設入所、グループホームなどのサービスの提供に努めております。

引き続き障害者相談支援事業所等や関係各課との連携を行い、随時適切な制度を利用できるように支援を行い、介護者の負担軽減に取り組んでまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】(障害福祉課)

障害福祉サービスの支給決定に係る基本的な考え方として、利用者個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤が多様化しているため、原則として、併給出来ないサービスの組み合わせを特定せず、事業所への報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないこととなっております。

障害者支援施設利用者の方は、制度上、原則として生活介護等の日中活動サービス以外の利用はできませんが、利用者が一時帰宅する場合は、市町村が特に必要と認める場合において、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、在宅者と同様に居宅介護や行動援護などの訪問系サービスの利用は可能であり、市でも障害者支援施設利用者等に対して、帰省時に利用する訪問系サービスの支給決定を行っているケースがあります。

引き続き多様化する利用者のニーズに対して、適切に制度に繋がられるよう支援を行い、介護者の負担軽減に取り組んでまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】(障害福祉課)

重度心身障害者医療費支給事業については、埼玉県補助事業として実施しておりますが事業内容を埼玉県の補助基準と同様とするため、これまでに精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者を助成対象に加える一方で、65 歳以上で新たに重度心身障がい者となった方を助成対象外とするとともに、平成 31 年 1 月からは、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図るため、所得制限を導入しております。

今後も、埼玉県や近隣市町の動向、社会情勢などを踏まえ、限りある予算を効果的に活用し、事業の安定的かつ継続的な運営のため必要な場合において、適切な制度内容の見直しを検討してまいります。

なお、一部負担金等の導入については、予定されておりません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】(障害福祉課)

現物給付については、平成 22 年 1 月から一部を除く市内医療機関や薬局において実施しております。

なお、現物給付については、メリットとして受給者の利便性向上があげられる一方で、国民健康保険の国庫負担金減額などがデメリットとしてあげられますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- (3) 精神障害者は 1 級だけでなく 2 級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】(障害福祉課)

精神障がい者については、平成 27 年 1 月から精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者を医療費助成の対象者として追加しました。精神障害者保健福祉手帳 2 級の所持者を拡大対象とすることや急性期の精神病床への入院を医療費助成の対象とすることについては、将来的な課題であると認識しておりますので、今後も埼玉県の動向や社会情勢を踏まえ、本制度の安定的かつ継続的な運営に努めてまいります。

- (4) 行政として、二次障害 (※) について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者 (他の障害も含まれます) は、その障害を主な原因として発症する**二次障害** (障害の重度化) に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】(障害福祉課)

二次障害は、もともとある障害を主な原因として新たに発症する疾患や、もともとの障害の重度化など、二次障害も様々なうえ個人差があります。継続的に専門医に相談することや経過観察を受けることを通常のケースワーク業務の関わりの中で促しております。

また、社会情勢を踏まえ、保健医療部との連携をはかりつつ、医療機関の啓発に努めてまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】(障害福祉課)

本市では実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】(障害福祉課)

本市の令和2年度の障害者生活サポート事業の利用状況については、障害者については、利用件数2,413件、利用時間数4,406.5時間、補助金額8,347,500円となっております。その補助金額のうち、市の負担が6,830,500円、県の負担が1,517,000円となっております。また、障害児については、利用件数3,273件、利用時間数6,037時間、補助金額14,239,250円となっております。その補助金額のうち、市の負担が10,756,250円、県の負担が3,483,000円となっております。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】(障害福祉課)

本市の生活サポート事業は、埼玉県障害児(者)生活サポート事業に基づき事業を実施しており、利用にあたっては、利用時間の上限(1名あたり年間150時間)がございます。利用時間の上限拡大については、埼玉県や近隣自治体の動向を注視し、対応を検討してまいります。

特に、障がい児の利用については、利用時間数等が拡大しており、市町村の人口規模による限度額500万円を大きく上回っている要因の一つになっています。補助基準、補助金等評価基準等に基づき、本事業の公益性・公共性・必要性・有効性・効率性等について検証・評価をするとともに、対応を検討してまいります。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】(障害福祉課)

本市の生活サポート事業は、埼玉県障害児(者)生活サポート事業に基づき事業を実施して

おり、障がい児については、保護者の課税状況に応じた費用負担の軽減がございます。成人障がい者への利用料軽減については、限りある予算を効果的に活用できるよう、埼玉県や近隣自治体の動向を注視し、対応を検討してまいります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】(障害福祉課)

本市の生活サポート事業は、埼玉県の障害児(者)生活サポート事業に基づき事業を実施しており、非課税世帯の利用料一律無料化など利用者負担の応能化については、限りある予算を効果的に活用できるよう、埼玉県や近隣自治体の動向を注視し、対応を検討してまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答】(障害福祉課)

福祉タクシー券については、令和2年2月から埼玉県内のタクシー事業所の初乗運賃が、従来の2キロメートルまで740円から1.23キロメートルまで500円(県内北部・西部は、1.47キロメートルまで620円)に改定されたところです。

そのため、福祉タクシー券利用者のサービスの低下を招くことのないよう、従来1月当たり3枚(年36枚)としておりましたが、令和2年度からは1月当たり4枚(年48枚)に増やし、配布しております。

なお、100円券については、本事業の目的が福祉タクシーの初乗運賃相当額を助成することとしておりますことから、ご要望に沿うことができません。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】(障害福祉課)

福祉タクシー券、自動車燃料費助成券については、重度心身障害者の外出を容易にし、経済的負担の軽減、社会参加の促進及び障がい者福祉の増進を図ることを目的として助成を行っています。助成対象となる方は、身体障害者手帳1級、2級の所持者並びに3級の所持者のうち下肢、体幹又は移動機能に障がいのある方、療育手帳^①、A、Bの所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者の方となります。また、自動車燃料費助成券は、障害者手帳所持者の介護に利用する自家用車であれば、家族が運転する場合でも交付対象としております。

また、令和2年7月より券種の区分変更申請を年度の途中でも認めることとしております。

なお、事業を安定的に継続して実施していくため制度の見直しを行う必要があり、平成30年度から本人の住民税課税の有無により、支給決定を行うこととしております。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】(障害福祉課)

本制度を含め、各種障害福祉制度の運営については、国や埼玉県の動向、社会情勢などを踏まえ、限りある予算を効果的に活用しております。今後、制度の安定的かつ継続的な運営のために必要な場合には、適切な制度内容の見直しを検討してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】(危機管理室)

本市の「越谷市災害時要援護者避難支援制度」では、「75歳以上の一人暮らしの方」、「75歳以上の高齢者のみの世帯の方」、「要介護者認定区分 3・4・5 の認定を受けている方」、「身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている方」、「そのほか避難支援が必要と判断される方」を制度の対象として登録申請者の名簿を作成しています。

そのため、家族と同居している方であっても、個別の事情や状況等を鑑み、避難に支援が必要であると判断される方であれば、現行の制度でも名簿への登録は可能となっていますので、市の制度受付窓口にご相談いただければと存じます。

また、名簿登録者の避難経路や避難場所のバリアフリーにつきましては、登録者ごとに個別避難計画の作成を進めていますが、作成状況の進捗と合わせて確認を行っていきたいと考えています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】(危機管理室)

福祉避難所整備につきましては、既存の公共施設を活用し、福祉避難所の指定を進めており、現在、老人福祉センターや特別支援学校等の 8 施設を指定しています。その他、市内の指定居宅介護支援事業所や介護保険施設等で構成される介護保険サービス事業者連絡協議会と、「要配慮者に対する施設提供や介護支援者の派遣に関する協定」を締結し、現在 16 施設を民間の福祉避難所に指定しています。

また、令和3年5月に改正された国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」において、「事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。」とされています。このようなことから、本市においても福祉避難所の指定を進めるとともに、受入対象者の調整について検討してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】(危機管理室)

在宅避難者への救援物資は、当該地域の指定避難所へ必要数を配布することが原則となります。そのため、在宅避難者は近隣の指定避難所へ登録していただき、救援物資の配布を受けることとなります。また、自ら救援物資を取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者

に対しては、近隣住民やボランティア等が配布を支援できるよう自治会や社会福祉協議会等の関係機関と連携を図ってまいります。

今後につきましても、在宅避難者や、やむを得ず車中等の避難者に係る情報の把握に努めるとともに、必要な物資の配給や情報提供等の必要な支援を実施してまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】(危機管理室)

本市の避難支援制度に関する名簿の取扱いにつきましては、災害対策基本法では、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に対し、名簿情報の提供が認められています。本市の地域防災計画における避難支援等関係者につきましては、越谷警察署、越谷市社会福祉協議会、制度に賛同いただいた自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員と規定しています。このため、民間団体の訪問を目的とした名簿情報の提供につきましては、個人情報取扱いを含め、他市の事例も参考にしながら検討してまいります。

今後につきましても、自治会をはじめ関係機関と更なる連携を図り、実効性の高い支援体制づくりに努めてまいります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

令和3年度の組織改正により、近年多発する自然災害や新たな感染症の拡大など、あらゆる危機事案に対し、より迅速かつ的確に対応するため、市長の直轄に「危機管理室」を配置し、体制の強化を図りました。(危機管理室)

保健所については、感染症の拡大防止等に重要な役割を果たしており、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大等を受け、体制強化のため、令和3年度から感染症保健対策課を配置いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、人的にも財政的にも負担が大きくなっていることから、昨年度、中核市市長会では、全60の会員市の意見をまとめ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請」として国の関係機関に対し臨時交付金の重点的な配分や保健所の体制強化等について要請を行いました。新型コロナウイルス感染症については未だ収束が見通せない状況であり、今後につきましても、必要に応じて、中核市市長会や全国市長会などの関係団体を通じて、要望や提言など、埼玉県や国に対し働きかけてまいりたいと考えております。(保健総務課)

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】(障害福祉課)

感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小・中止しております。今後は、ニーズを的確に捉え、新しい生活様式の中での障害福祉サービスのあり方など、状況を適切に見据えながら適切な財政支援が行えるよう努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】(保育入所課)

令和3年4月に入所を申請した人数は2,485人、そのうち入所が決定した人数は1,805人、入所保留となった人数は276人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】(保育入所課)

令和3年4月1日現在の年齢別の受け入れ児童数については、
0歳児 393人、1歳児 1,033人、2歳児 1,246人、
3歳児 1,089人、4歳児 1,052人、5歳児 1,050人
となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】(子ども施策推進課、保育施設課)

本市では、「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」及び「新子育て安心プラン」に基づき、保育サービスの充実を図るため、保育施設の整備に取り組んでおります。

これらの計画に基づき、待機児童の大半を占める低年齢児の保育の受け皿を確保するため、小規模保育事業所の整備を進めているところです。

一方、3歳から5歳の幼児教育・保育の受け入れ枠は年齢人口を上回っており、0歳から5歳までの保育施設を増加し続けると、3歳から5歳児の定員に空きが増加してしまい、民間保育施設等の経営が困難になってしまうことも懸念されます。

そのため、保育施設の新設をするのではなく、既存の社会資源である市内の幼稚園等に、本市独自の事業である「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」を実施していただくことにより、高まる保育ニーズに対し環境整備を進めております。

また、公立保育所については、将来の保育需要や児童数の推移、さらには地域性を十分勘案しながら、整備していきたいと考えております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】(保育入所課)

障がい等があり、集団保育を行う上で特別な支援が必要な児童に対する保育について、本市においては公立保育所で積極的に受け入れを行ってきた経過があります。

しかし、特別支援保育を希望する児童の数は年々増加し、令和2年度は公立保育所18か所で113人の受け入れを行いました。公立保育所だけでは受け入れが困難な状況になっています。

そこで、平成30年度から、民間の保育所等において特別支援保育対象児童の受け入れを促進するため、加配保育士を雇用するのに必要な額(月額210,000円に増額)の補助を行い、令和2年度においては民間の保育所等で17人の受け入れを行いました。

今後も特別支援保育を希望する児童の受け入れ枠を増やすことができるよう、鋭意努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】(子ども施策推進課)

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、本市では、公募制を取り入れ、待機児童の多い低年齢児の受け皿を確保するため、小規模保育事業所の整備を進めており、整備にあたっては、賃貸物件等により、新たに小規模保育事業所を設置する場合に必要な改修等に要する経費について、整備費補助金を交付しております。

公募にあたっては、認可外保育施設からの移行も募集しており、令和2年度については、2カ所の認可外保育施設が当該補助金を活用して、小規模保育事業所に移行しております。

今後も、本市の保育需要に応じた整備計画に基づき、必要に応じて整備費等の支援に努めて参ります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】(子ども施策推進課、保育入所課、保育施設課)

本市の公立保育所においては、国の基準を上回る保育士の配置基準により保育を行っているほか、民間保育施設等においても、国の基準を上回る保育士を配置した場合、補助金を交付しており、集団での保育においても保育士の目が届きやすい環境を整えています。

また、保育室の面積においても、国の基準を上回る基準を定めており、ゆとりのある保育が行えるよう配慮を行っています。

それらの基準に基づく施設整備を進める中、近年、待機児童並びに入所保留児童数を減らすことができましたが、ご要望にある少人数保育を行う場合、利用児童の受け入れ可能数が大幅に減少し、待機児童並びに入所保留児童数の増加につながる懸念されることから、現状の集団保育以上の少人数保育は困難であると考えます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための対策に引き続き取り組むとともに、児童及び保護者に寄り添った保育による支援に努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】(子ども施策推進課、保育入所課)

保育士不足を解消するための処遇改善につきましては、国の給付制度を踏まえ、人事院勧告や賃金改善分の給付を行うとともに、新たに国が定めたキャリアアップ制度(職種に応じた処遇改善策)による処遇改善に取り組んでおります。

また、本市では、保育士の離職防止対策の取り組みとして、私立保育園等の採用3年程度の保育士を対象とした新任保育士就労継続支援研修を平成29年度から実施しております。今年度につきましては、新任保育士就労継続支援研修のほか、採用4年～10年目程度の中堅保育士向けの研修も予定しております。

このような研修のほか、保育者として働きたい方へのアプローチとして市公式ホームページにおいて、市内の保育施設で勤務することの魅力を発信するとともに、民間施設の求人情報を掲載しております。また令和元年度からは、保育士になりたい方へのアプローチとして「保育士になりませんか」というリーフレットを作成するなど、保育人材の確保につなげております。

職員の処遇改善については、職員の「量」の確保に寄与するだけでなく、労働意欲の向上をもたらし、教育・保育の「質」の向上にもつながることから、引き続き国や県の動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】(保育施設課)

給食材料費(副食費)の取扱につきましては、保育料の無償化以前には基本的には保育料の一部としてご負担いただきました。また、主食費については、保育料に含まれないことから、実費で徴収してきたところです。

保育料の無償化に伴い、副食費は実費となりましたが、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は副食費が免除されることとなり、実質主食費のみの徴収となりました。よって、子育て世代の負担増にならない措置となっております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】(子ども施策推進課・保育入所課)

認可外保育施設に対し市が主催する保育士等研修の参加を促し、越谷市全体の保育の質の向上に向けた取り組みを行っております。また、施設の適正な運営の確保と利用者へ安心・安全なサービスが提供されるよう、年1回定期的に施設へ立ち入り、指導・監督を行っております。

今後も、「児童の最善の利益に沿った保育になっているか」を常に意識しながら、引き続き指導・監督に努めて参ります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】(子ども施策推進課、保育入所課)

研修や指導監督等を通し、越谷市全体で公立や私立の分け隔てなく、安心安全な保育を提供できるよう、努めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】(青少年課)

本市では、年々増加する入室希望者に対応するため、整備事業を計画的に推進するとともに、学校の転用可能教室の活用等により、定員枠の拡大を図っております。

施設整備にあたっては、適正規模の保育室を確保するとともに、児童が安全かつ快適に生活ができるよう、保育環境の充実についても配慮しながら整備事業を進めております。

昨年度は、大袋北学童保育室の2室化整備のほか、千間台小学校において転用可能教室の借用により保育スペースを確保し、保育施設の拡充を図りました。

今後も、計画的な施設整備や教育委員会との連携により、定員の拡大と良好な保育環境の確保に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町(同 50.8%) にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】(青少年課)

本市では、「処遇改善等事業」及び「キャリアアップ事業」の補助金を活用し、公設公営学童保育室に勤務する指導員の処遇改善として賃金のベースアップを実施しています。

また、県が実施する研修会への参加のほか、本市独自の研修を開催し指導員の資質向上に努めております。

今後も、安定的な学童保育室の運営が行えるよう、指導員の処遇改善について、積極的に取り組んでまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】(青少年課)

県単独事業であり、中核市の本市は該当しません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】(子ども福祉課)

本市の子ども医療費支給制度につきましては、0歳から中学校修了までの子ども医療費の一部負担金(保険診療分)の全額を助成しています。しかし、埼玉県乳幼児医療費支給事業の補助金の対象範囲は入・通院ともに未就学児童までであるため、本来は1/2の補助率のところ、実際には支給額全体の約12～13%でしか補助されず、支給額の多くを市費で賄っているのが現状です。

従いまして「対象の18歳年度末までの拡大」につきましては、市の財政状況や国・県の動向などを注視していく必要があるものと考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】(子ども福祉課)

本市は、県に対して現在の県の制度にある所得制限や自己負担金の廃止と対象年齢の拡大を要望しています。また、国に対しても中核市市長会等を通じて、子どもの医療費助成制度を全国一律の国の制度として創設することを要望しています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】(生活福祉課)

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。

本市におきましては、生活保護制度について説明した「生活保護のしおり」を作成し、どなたでもお取りいただけるよう窓口カウンターに配架しております。

「生活保護のしおり」につきましては、どなたにも、わかりやすく生活保護制度を理解していただけるよう随時、見直しを図っておりますが、今後も生活に困窮する方の立場に立って誤解を招くことがないようホームページ及び保護のしおりの作成に努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】(生活福祉課)

扶養義務者に対する扶養照会は、生活保護法第4条第2項において「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」として定めており、扶養照会の結果、扶養を受けることができる範囲において、生活保護より優先することとしております。扶養照会の具体的な取り扱いについては「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)にて示されております。

また、令和3年3月1日には、今の時代や実態に沿うように実施要領の一部が改正され、「扶養義務の履行が期待できない者」と判断された場合は、扶養照会を行わないとあり、その判断基準が明確化されました。

本市におきましても、この実施要領に基づき申請者から扶養義務者の存在と扶養の可能性を聞き取りし「扶養義務の履行が期待できる」と判断した場合、申請者の同意を得たうえで扶養照会を実施しております。照会の結果、件数は多くないものの「金銭的・精神的援助が得られた例」や「居所不明で疎遠だった親族との交流が再開した例」等がありました。特に、被保護者の半数以上を占める高齢者世帯の場合、入院や施設入所、さらに万が一の際の対応を依頼するうえで、扶養照会は非常に重要な役割を果たしております。

今後におきましても扶養照会を理由に、真に保護を必要としている方が、申請をためらうことのないよう、個々の要保護者に寄り添った対応を行うよう努めてまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】(生活福祉課)

「生活保護決定・変更通知書」に記載する内容に関しましては、越谷市生活保護法施行細則で規定しており、「保護の種類及び支給額」「支給日」「保護の開始・変更時期」「開始・変更の理由」「申請受理後14日を経過した理由」のほか、審査請求ができる旨の教示などを記載しております。当該通知書には、限られたスペースの中に上記情報を記載しており、個々の加算や稼働収入の収入認定枠を記載することは困難であると考えております。

ただし、本市では、被保護者の皆様に当該通知書を発送する際には「開始・変更の理由」の欄に、その理由を分かりやすく記載するほか、疑義などのお問い合わせに丁寧に説明するよう心がけております。引き続きこうした対応を図ることにより、被保護者の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】(生活福祉課)

ケースワーカーの定数につきましては、社会福祉法第 16 条で「市の設置する事務所にあっては、被保護世帯の数が 240 以下であるときは 3 とし、被保護世帯数が 80 を増すごとに、これに 1 を加えた数」と明記されております。

本市管内における令和 3 年 3 月 31 日現在の被保護世帯数は 3,412 世帯となっており、令和 3 年度のケースワーカーの配置数は 45 人(男性 36 人:女性 9 人)であることから、ケースワーカー一人あたりの担当件数を算出しますと「約 75.82」となり、社会福祉法に規定されている「80」の規定内となっております。

なお、社会福祉士などの資格を持つケースワーカーの配置につきましては、令和 3 年 4 月 1 日現在、生活福祉課の保護担当ケースワーカー 45 人のうち、20 人の専門職(社会福祉士、精神保健福祉士)を配置しており(男性 11 人:女性 9 人)、さらに、面接業務を専門とする面接相談員を 4 人配置しております(男性 2 人:女性 2 人)。

研修に関しましては、埼玉県で実施する新任ケースワーカー研修のほか、適宜研修に参加しております。また、処遇困難な対応などに対し、月に一度開催される生活福祉課内の定例会において検討会を開催するほか、随時、査察指導員やベテランケースワーカーがアドバイスできる体制を整えております。

今後につきましても、適切な対応を図るため、適正なケースワーカーの配置に努めてまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】(生活福祉課)

無料低額宿泊所は、社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する「生活困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」という条文に基づき、設置される施設です。

本市では、様々な理由により住居を喪失された方が一時的に生活を開始する場として無料低額宿泊所に入所した後、就労を通して生活状況が安定し、居宅での生活が可能であると判断される場合や、居宅での生活がより自立につながると判断される場合には、速やかにアパート等への転居指導を行っております。

なお、相談時に、本人が希望しない場合に無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】(生活福祉課)

生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、第2のセーフティネットとして、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する事業です。

本市におきましては、生活困窮者を支援するため「自立相談支援事業」「住居確保給付金」「家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」を実施しておりますが、今後も各種事業の充実に努めてまいります。

なお、生活困窮者の状況把握につきましては、庁内関係各所からの情報提供のほか、地区民生委員や自治会などからの情報提供をもとに面談や訪問を実施するなど、困窮者一人ひとりの状況に応じた支援を行っております。

また、本市では「なんでも相談窓口」が、さまざまな相談に応じる中で、適宜、生活保護担当課である生活福祉課や、自立相談支援窓口である「生活自立相談よりそい」のご案内を行っております。

本市といたしましては、引き続き、関係各所との連携を図ることで、生活困窮者一人ひとりの状況に応じた、適切な支援を行ってまいります。

以上